

中央新幹線（東京都・名古屋市間）
環境影響評価準備書
要約書

【東京都】

平成25年9月

東海旅客鉄道株式会社

まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年 5 月 18 日法律第 71 号）（以下「全幹法」という。）に基づき、平成 23 年 5 月 20 日に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）を営業主及び建設主体に指名し、同月 26 日、整備計画を決定のうえ、翌 27 日、当社に対して建設の指示を行った。

当社は、中央新幹線の建設主体として、路線建設について自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）に基づき手続きを進めているところである。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

平成 23 年 6 月 7 日及び同年 8 月 5 日には、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日法律第 27 号）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、概略の路線及び駅位置を選定し、中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）として、とりまとめ、公表した。

平成 23 年 9 月 27 日には、環境影響評価法及び「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日運輸省令第 35 号）（以下「国土交通省令」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書（東京都）」（以下「方法書」という。）を作成し、公告、縦覧に供した。

その後、方法書説明会を開催するとともに、環境保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、平成 23 年 11 月 30 日、当該意見の概要を東京都知事及び関係する区市長に送付し、平成 24 年 2 月 27 日、方法書について環境保全の見地からの東京都知事の意見を受領した。この知事意見を勘案するとともに環境保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、これに基づき作業を進めるとともに、詳細な路線及び駅位置等の絞り込みを行った。

今般、調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（東京都）」（以下「準備書」という。）を作成したので、これを公表するものである。

目 次

第1章 対象事業の名称	1-1
第2章 事業者の氏名及び住所	2-1
第3章 対象事業の目的及び内容	3-1
3-1 中央新幹線の経緯	3-1
3-2 全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画	3-2
3-3 対象事業の目的	3-2
3-4 対象事業の内容	3-3
3-4-1 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要	3-9
3-4-2 対象鉄道建設等事業に係る地表式、掘割式、嵩上式、トンネル又はその他の構造の別	3-23
3-4-3 対象鉄道建設等事業に係る車庫及び車両検査修繕施設の区域の面積	3-23
3-4-4 その他事業の内容に関する事項	3-23
第4章 対象事業区域及びその周囲の概況	4-1-1
4-1 自然的状況	4-1-1
4-2 社会的状況	4-2-1
第5章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの並びに配慮書についての環境保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解	5-1
第6章 方法書について東京都知事の意見及び事業者の見解	6-1
第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7-1
7-1 環境影響評価の項目の選定	7-1

第8章	環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	8-1-1-1
8-1	大気環境	8-1-1-1
8-2	水環境	8-2-1-1
8-3	土壌環境・その他	8-3-1-1
8-4	動物・植物・生態系	8-4-1-1
8-5	人と自然との触れ合い	8-5-1-1
8-6	環境への負荷	8-6-1-1
第9章	環境影響評価項目に関する環境の保全のための措置	9-1
第10章	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における、当該環境の状況の把握のための措置	10-1
第11章	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	11-1
第12章	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名および住所	12-1
資料編		(別冊)
環境影響評価関連図		(別冊)

<p>本事業の準備書は全線（東京都・名古屋市間）を都県ごとに作成しており、本準備書はそのうちの東京都について取りまとめたものである。</p>
--